

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

- 北海道漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則……………（漁港漁村課） 1
- 運転免許試験場のコースの使用許可に係る申請等の特例に関する規則の一部を改正する規則……………（警察本部運転免許試験課） 2

規 則

北海道漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第101号

北海道漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

北海道漁港管理条例施行規則（昭和32年北海道規則第64号）の一部を次のように改正する。
第3条中第13号を第15号とし、同条第12号中「第7号及び第8号」を「第9号及び第10号」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第11号を第13号とし、同条第10号中「第8号」を「第10号」に改め、同号を同条第12号とし、同条中第9号を第11号とし、第5号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 条例第6条第1項第5号の規定による届出の受理

(6) 条例第6条第1項第6号の規定による遊泳の許可

第6条の次に次の2条を加える。

（遊泳の届出）

第6条の2 条例第6条第1項第5号の規定による届出をしようとする者は、別記第1号様式の4の届出書に次に掲げる書類を添え、総合振興局長等に提出しなければならない。

(1) 遊泳をしようとする場所を明示した平面図及び遊泳をしようとする区域の実測求積図

(2) その他総合振興局長等が必要と認める書面

（遊泳の許可）

第6条の3 条例第6条第1項第6号の規定による許可を受けようとする者は、別記第1号様式の5の申請書に前条各号に掲げる書類を添え、総合振興局長等に提出しなければならない。

2 総合振興局長等は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、許可すべきものと認めたときは、その決定をし、申請者に通知するものとする。

第10条第2項中「申請を」を「申請書を」に改める。

別記第1号様式の3の次に次の2様式を加える。

別記第1号様式の4（第6条の2関係）

漁港の指定区域内における遊泳届出書

年 月 日

総合振興局長（振興局長） 様

届出人 所 在 地

名 称

代表者氏名

㊞

次のとおり、漁港の指定区域内において、遊泳をしたいので、北海道漁港管理条例施行規則第6条の2の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

漁 港 名	
遊 泳 の 目 的	
遊 泳 の 場 所 （遊泳の範囲を 明確にすること。）	別添図面のとおり。
遊 泳 の 期 間	年 月 日（午前（午後） 時）から 年 月 日（午前（午後） 時）まで
遊泳をする者の 住 所 及 び 氏 名	

別記第1号様式の5（第6条の3関係）

漁港の指定区域内における遊泳許可申請書

年 月 日

総合振興局長（振興局長） 様

申請者 住 所

氏 名

（法人にあっては、その
名称及び代表者氏名）㊞

電話番号（ ） -

次のとおり、漁港の指定区域内において、遊泳をしたいので、北海道漁港管理条例施

行規則第6条の3第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

漁 港 名	
遊 泳 の 目 的	
遊 泳 の 場 所 (遊 泳 の 範 囲 を 明 確 に す る こ と)	別添図面のとおり。
遊 泳 の 期 間	年 月 日 (午前 (午後) 時) から 年 月 日 (午前 (午後) 時) まで
遊 泳 を す る 者 の 住 所 及 び 氏 名	

注 遊泳をする者と申請者が同一人の場合、遊泳をする者の住所及び氏名欄の記載は不

要

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

運転免許試験場のコースの使用許可に係る申請等の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第102号

運転免許試験場のコースの使用許可に係る申請等の特例に関する規則の一部を改正する規則

運転免許試験場のコースの使用許可に係る申請等の特例に関する規則（平成21年北海道規則第82号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「☐普通自動車」を「☐準中型自動車 ☐普通自動車」に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式（第4条関係）

公 有 財 産 使 用 許 可 簿
(使用日 年 月 日)

口座名	
所在地	

申請受理 年 月 日	使用者氏名	練習 目的	車種区分	許可時間	使用料額	許可年月日	標識 番号	摘要
					納入年月日	指令番号		
			☐ 大型等 ☐ 準中型等 ☐ 二輪等	時 分 時 分まで				
			☐ 大型等 ☐ 準中型等 ☐ 二輪等	時 分 時 分まで				
			☐ 大型等 ☐ 準中型等 ☐ 二輪等	時 分 時 分まで				
			☐ 大型等 ☐ 準中型等 ☐ 二輪等	時 分 時 分まで				

		☐ 大型等 ☐ 準中型等 ☐ 二輪等	時 分 時 分				
		☐ 大型等 ☐ 準中型等 ☐ 二輪等	時 分 時 分				

注1 使用者が複数いる場合は、使用者全員の氏名を使用者氏名欄に記載すること。

2 練習目的欄には、練習目的が運転免許の取得である場合は1、運転技能の向上を図るためである場合は2、その他の場合は3を記載すること。

3 □には該当事項にレ印を付すこと。

4 車種区分欄において、大型等は大型自動車、中型自動車又は大型特殊自動車、準中型等は準中型自動車又は普通自動車、二輪等は自動二輪車又は原動機付自転車をいう。

5 許可の取消しをした場合若しくは不許可の決定をした場合又は使用者が使用を辞退した場合は、摘要欄にその旨を記載すること。

附 則

1 この規則は、平成29年3月12日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の運転免許試験場のコースの使用許可に係る申請等の特例に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の運転免許試験場のコースの使用許可に係る申請等の特例に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。